

府子本第 1101 号
令和 2 年 12 月 4 日

公益社団法人全国保育サービス協会
会長 草川 功 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業等に関連した「ベビーシッター派遣事業実施要綱」の令和 2 年度における取扱い等について」の一部改正について

「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業等に関連した「ベビーシッター派遣事業実施要綱」の令和 2 年度における取扱い等について」(令和 2 年 4 月 30 日付け府子本第 554 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知)について、別添新旧対照表のとおり一部改正し、令和 2 年 12 月 18 日から適用することとしたので通知する。

なお、この通知の適用の際現にあるこの通知による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなすとともに、この通知の適用の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとする。

○新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業等に関連した「ベビーシッター派遣事業実施要綱」の令和2年度における取扱い等について（令和2年4月30日付け府子本第554号）新旧対照表

※傍線部分は改正部分

新	旧
<p style="text-align: center;">一部改正</p> <p style="text-align: center;">府子本第554号 令和2年4月30日 <u>府子本第1101号</u> <u>令和2年12月4日</u></p> <p style="text-align: center;">公益社団法人全国保育サービス協会 会長 草川 功 殿</p> <p style="text-align: center;">内閣府子ども・子育て本部統括官 (公 印 省 略)</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業等に関連した「ベビーシッター派遣事業実施要綱」の令和2年度における取扱い等について</p> <p>今般、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）において、4月以降も一部地域において小学校等の臨時休業等が行われることを踏まえて、特例措置を延長することとしたところであるが、「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の実施について」（令和元年5月8日付け府子本第575号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）の別添1「ベビーシッター派遣事業実</p>	<p style="text-align: center;">府子本第554号 令和2年4月30日</p> <p style="text-align: center;">公益社団法人全国保育サービス協会 会長 草川 功 殿</p> <p style="text-align: center;">内閣府子ども・子育て本部統括官 (公 印 省 略)</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業等に関連した「ベビーシッター派遣事業実施要綱」の令和2年度における取扱い等について</p> <p>今般、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）において、4月以降も一部地域において小学校等の臨時休業等が行われることを踏まえて、特例措置を延長することとしたところであるが、「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の実施について」（令和元年5月8日付け府子本第575号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）の別添1「ベビーシッター派遣事業実</p>

新	旧
<p>施要綱」（以下「実施要綱」という。）について、下記のとおり取り扱うこととし、令和2年4月1日から適用することとしたので通知する。</p>	<p>施要綱」（以下「実施要綱」という。）について、下記のとおり取り扱うこととし、令和2年4月1日から適用することとしたので通知する。</p>
<p>貴職におかれては、内容について御了知の上、承認事業主及び割引券等取扱事業者等への適切な周知をお願いします。</p>	<p>貴職におかれては、内容について御了知の上、承認事業主及び割引券等取扱事業者等への適切な周知をお願いします。</p>
<p>記</p>	<p>記</p>
<p>1. (略)</p>	<p>1. (略)</p>
<p>2. 特例措置に係る取扱いについて ①～⑧ (略)</p>	<p>2. 特例措置に係る取扱いについて ①～⑧ (略)</p>
<p>⑨ 割引券の使用手続きについて 対象者は、特例措置で使用する場合には、実施要綱第5中1(11)④イに加えて、割引券の裏面（本券及び報告用半券）の事由欄に特例措置によるベビーシッターの利用が必要となる事由（※）を記入し、<u>当該事由を確認することができる資料を添付することとする。</u> なお、<u>事由欄に記載が無い場合又は記載された事由を確認することができる資料の添付がない場合</u>には特例措置の適用は<u>受けられない</u>ので、実施団体、承認事業主及び割引券等取扱事業者においては、記載漏れ <u>又は添付漏れ</u> に十分に注意するよう、対象者に対して注意喚起を行うこと。 ※事由欄には休校等となった日時及び学校等の名称を以下の記載例の</p>	<p>⑨ 割引券の使用手続きについて 対象者は、特例措置で使用する場合には、実施要綱第5中1(11)④イに加えて、割引券の裏面（本券及び報告用半券）の事由欄に特例措置によるベビーシッターの利用が必要となる事由（※）を記入することとする。 なお、<u>事由欄に記載が無い場合には特例措置の適用は受けられない</u>ので、実施団体、承認事業主及び割引券等取扱事業者においては、記載漏れに十分に注意するよう、対象者に対して注意喚起を行うこと。 ※事由欄には休校等となった日時及び学校等の名称を以下の記載例のとおり記載すること。 記載例) ○月○日 ○○小学校が休校のため</p>

新	旧
<p>とおりに記載すること。</p> <p>記載例) ○月○日 ○○小学校が休校のため ○月○日 ○○保育園より登園自粛要請が出されたため など</p> <p>3. ～6. (略)</p>	<p>○月○日 ○○保育園より登園自粛要請が出されたため など</p> <p>3. ～6. (略)</p>

